

連携協力に関する協定書

三条信用金庫（以下「甲」という。）と新潟経営大学（以下「乙」という。）は地方創生の実現に向けた連携協力につき、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、両者に共通する理念の実現と社会的使命を果たすため、地域社会の発展に向けた人材育成及び地域の中小企業者の創業・経営革新を含めた地域活性化支援について相互に連携協力をを行い、地域経済の発展・活性化に寄与することを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 本協定は、甲及び乙が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲及び乙は、信義に従い誠実にこれを履行するものである。

（連携の範囲）

第3条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力をするものとする。

1. 地域経済の発展に関わる人材育成支援
2. 地域経済の活性化に向けた共同セミナー・イベントの開催
3. その他相互に連携協力が必要と認められる事項

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は本協定に基づき相手方から開示を受け、又は知り得た一切の情報について、相手方の承諾なく第三者に開示、漏洩、又は第1条の目的以外の目的をもって利用してはならない。ただし、以下の情報は含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示された時に既に公知となっていたもの、又は相手方による開示後自らの故意又は過失によらずして公知となったもの。
- (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
- (3) 相手からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。

(損害賠償)

第5条 甲及び乙は、本協定により相手方に損害が生じても相互に責任を負わないものとする。ただし、故意又は過失により誤った情報を開示した場合や本協定に違反した場合はこの限りではない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とする。ただし、本協定による期間満了の日の1カ月前までに協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容をもって1年間更新され、以降も同様とする。

(協定解除)

第7条 甲及び乙いづれかから有効期間の中途において本協定の解除を申し出た場合には、甲及び乙は両者にて協議を行う。合意が成立しない場合においては、甲及び乙は、相手側に対して1カ月前までに書面による通知を行うことにより、相手側に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙の協議によって解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月7日

三条市旭町二丁目5番10号

甲

三条信用金庫

代表理事

西潟精一



乙

新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2

新潟経営大学

学長 渡辺

